第4章 進むべきまちづくりの方向性と目指すべきまちの将来像

この章では、次の事項について説明します。

1. 進むべきまちづくりの方向性（P62~P64）

課題項目に即すものとして、まちづくりに欠かすことのできない四つの視点から見い出す進むべきまちづくりの方向性について説明します

1-1 四つの視点から見い出す進むべきまちづくりの方向性 P-63
1-2 進むべきまちづくりの方向性としての四つの取り組み P-64

2. 目指すべきまちの将来像（P65~P68）

進むべきまちづくりの方向性との一貫性や整合性を確保し、コンパクトシティの実現を主柱とする目指すべきまちの将来像について説明します。

2-1 コンパクトシティの実現を主柱とする目指すべきまちの将来像 P-65
2-2 将来都市像の設定 P-66
2-3 将来都市像と住民意見との符合 P-68

1 進むべきまちづくりの方向性

前章で説明した「まちづくりにおける計画的課題」、「まちを取り巻く地域的課題」、「まちづくりに対する国の新たな動き」における課題項目には、それぞれ共通点が存在し、これらをまちづくりに欠かすことのできない四つの視点に照らし、一つずつ繋ぎ合わせることにより、それぞれの課題項目に即した「進むべきまちづくりの方向性」が見い出されます。

これらの結果、当市においては「豊かな自然と共生するまちづくり」、「心やすらぐ安全で安心なまちづくり」、「賑わい溢れる快適で便利なまちづくり」、「主体的かつ総合的に進めるまちづくり」の四つの取り組みを「進むべきまちづくりの方向性」と解して取り進めることとします。

1-1 四つの視点から見い出す進むべきまちづくりの方向性

前章の「課題の整理と分析」では、「計画的課題→地域的課題→国の新たな動き」といった順に、それぞれの分野やレベルに応じた課題項目を整理し分析を加えました。

ここでは、その課題項目に即した「進むべきまちづくりの方向性」を示すため、それぞれの課題項目の中から共通点を見つけ出し、まちづくりに欠かすことのできない四つの視点（環境的視点、機能的視点、構造的視点、手法的視点）に照らし合わせながら、これらを繋ぎ合わせていくことで、「進むべきまちづくりの方向性」を見い出すこととします。

これらの結果、当市においては、環境的視点からの「豊かな自然と共生するまちづくり」、機能的視点からの「心やすらぐ安全で安心なまちづくり」、構造的視点からの「賑わい溢れる快適で便利なまちづくり」、手法的視点からの「主体的かつ総合的に進めるまちづくり」の四つの取り組みを、「進むべきまちづくりの方向性」と解して取り進めることとします。

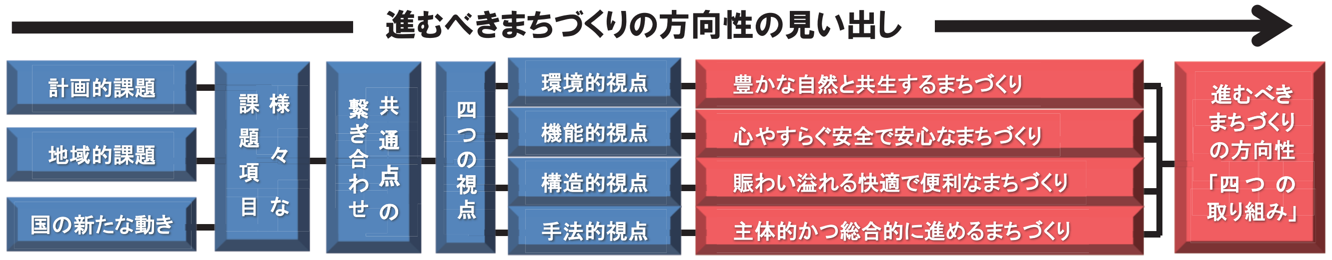

進むべきまちづくりの方向性（＝四つの視点）	Ⅰ 豊かな自然と共生するまちづくり（＝環境的視点）	Ⅱ 心やすらぐ安全で安心なまちづくり（＝機能的視点）	Ⅲ 賑わい溢れる快適で便利なまちづくり（＝構造的視点）	Ⅳ 主体的かつ総合的に進めるまちづくり（＝手法的視点）
1 まちづくりにおける計画的課題	● 既に住宅地形成している一部白地地域の取扱い ● 拡大の抑制、自然との調和	● 花咲港地区の高台活用の促進	● 都市機能の拡大に対する需要の低下 ● 大規模未利用地の存在と取り扱い ● 現実性の低い都市計画施設 ● 将来的な市街地開発事業のあり方 ● 既存市街地の充実、既存エリア内の再開発	● 拡張、更新、新たな整備構想を有する施設とのまちづくりにおける整合性
2 まちを取り巻く地域的課題		● 頻発する自然災害への効果的な対策（高潮・豪雨による冠水対策） ● 巨大な地震や津波への備え	● 住みたい・住み続けたいと思うまち ● 北方四島との交流拠点としてのまちづくり ● 根室港を起点としたまちの顔の再整備	
3 まちづくりに対する国の新たな動き		● 高齢者や子育て世代が安心して暮らせる生活環境	● 財政面や経済面など持続可能な都市経営	● 都市計画としての主体性を発揮 ● 様々な行政分野との連携と融合 ● 新たなまちづくりの手法としての立地適正化計画制度の創設とその主流化

1-2 進むべきまちづくりの方向性としての四つの取り組み

進むべきまちづくりの方向性とした「豊かな自然と共生するまちづくり」、「心やすらぐ安全で安心なまちづくり」、「賑わい溢れる快適で便利なまちづくり」、「主体的かつ総合的に進めるまちづくり」の四つの取り組み内容は、前述で説明のとおり、共通点で繋いだ課題項目の集合体であることから、これらをベースとする構成となっています。

1 豊かな自然と共生するまちづくり

取り組みの内容	貴重な地域資源である自然環境を守るため、都市地域の拡大を伴う無秩序な市街地開発を抑制するとともに、健全な都市環境の保全として、都市と自然との調和や共生を図る。

2 心やすらぐ安全で安心なまちづくり

取り組みの内容	高齢者や子育て世代が安心して暮らせる生活環境を築くとともに、将来想定される巨大な地震や津波への備えや、頻発する自然災害への抜本的な対策を講ずるなど、安全で安心な都市機能の向上を図る。

3 賑わい溢れる快適で便利なまちづくり

取り組みの内容	既存市街地の充実や既存エリア内での再開発など、住民アンケート調査結果を踏まえた、地域住民が住み続けたいと思える魅力ある快適で便利な都市構造の構築を図るとともに、根室港を起点とした北方四島との交流拠点基盤の整備を進める。

4 主体的かつ総合的に進めるまちづくり

取り組みの内容	今後、主流化が進む立地適正化計画制度への将来的な取り組みに向けた検討を進めつつ、その特徴である様々な行政分野との連携等といった「総合型のまちづくり政策」の視点を取り入れるなど、都市計画としての主体性の発揮と全体的なまちづくり機能の向上を図る。

② 目指すべきまちの将来像

前述の「進むべきまちづくりの方向性」に基づく、目指すまちの将来像、つまり、将来都市像としては、進むべきまちづくりの方向性の四つの取り組みを進めた後の姿として、双方には一体性と連動性を持たせるべきと考えることから、当市においては、四つの取り組みの共通項として、更に見い出される「コンパクトシティの実現」を目指すべきまちの将来像の主柱に据えて、将来都市像を「総合型のまちづくり政策の推進による賑わい溢れる、快適で安全安心なコンパクトシティの実現」と定めることとします。

2-1 コンパクトシティの実現を主柱とする目指すべきまちの将来像

前述の進むべきまちづくりの方向性の四つの取り組みにあたって、それぞれの内容や構成を見ると、一つ目の「豊かな自然と共生するまちづくり」では、自然環境を守るため市街地などの拡大を抑制することが必要であることや、二つ目の「心やすらぐ安全で安心なまちづくり」では、高齢者や子育て世代が安心して暮らせる生活環境を整えることが効果的であること、更に三つ目の「賑わい溢れる快適で便利なまちづくり」では、持続可能な都市経営をはじめ、既存市街地の充実や既存エリア内での再開発が求められていることなど、それぞれが「コンパクトシティ」に繋がる要素を有しています。

このようなことから、四つ目の手法としての「主体的かつ総合的に進めるまちづくり」も含め、「コンパクトシティの実現」を、それぞれの更なる共通項として見い出すとともに、「目指すべきまちの将来像」の主柱に据えるものです。

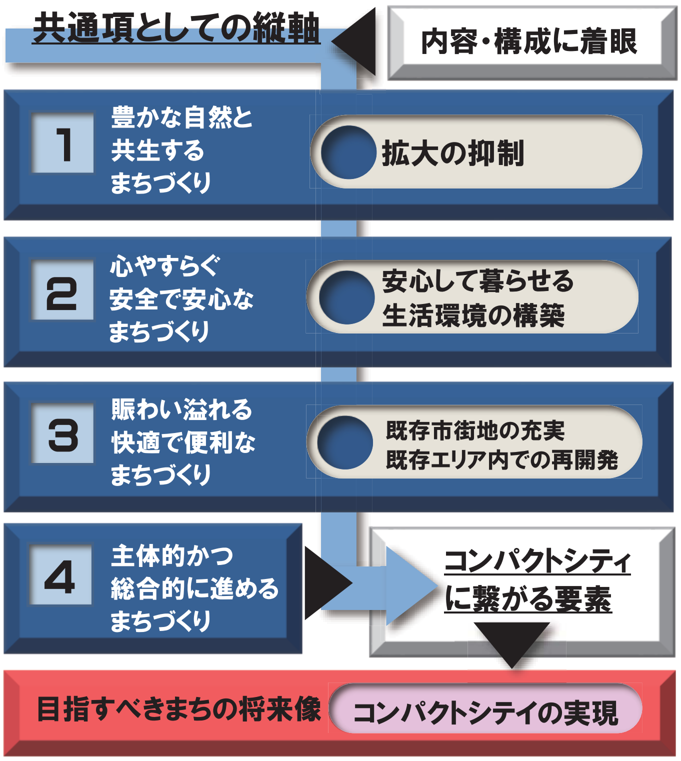

2-2 将来都市像の設定

将来都市像の設定は、「進むべきまちづくりの方向性」と「目から見い出された「豊かな自然と共生するまちづくり」、「心進めるまちづくり」のそれぞれを「自然と共生する→拡大抑制に進める→総合型のまちづくり政策の推進（と解して）」にキーワード化し、これに四つの取り組みに「全安心なコンパクトシティの実現」として掲げるものです。

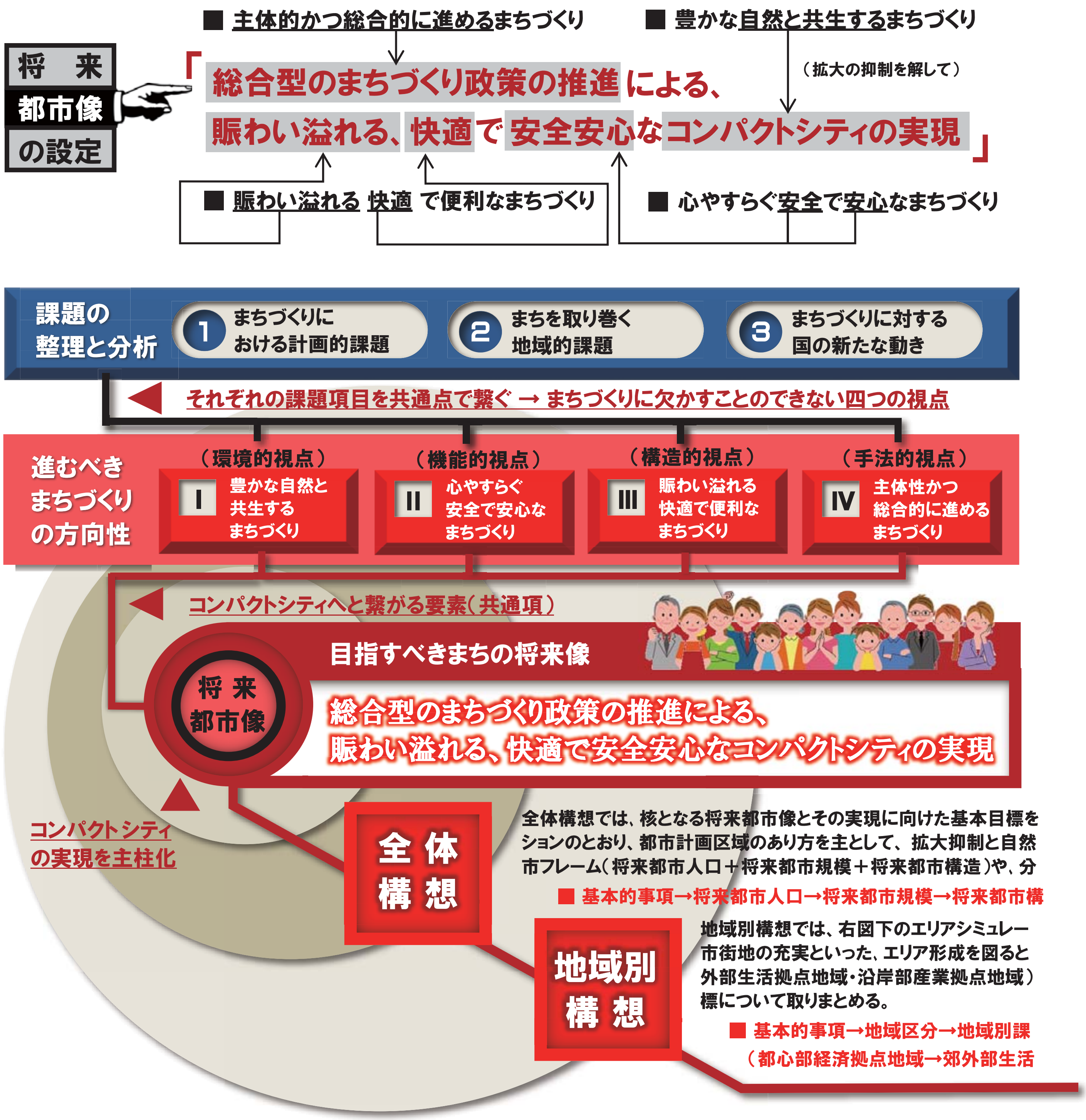

第4章 進むべきまちづくりの方向性と目指すべきまちの将来像

指すべきまちの将来像」を用いることで、これまでとの一貫性と整合性が確保されることから、課題項目
やすらぐ安全で安心なまちづくり」、「賑わい溢れる快適で便利なまちづくり」、「主体的かつ総合的に
→コンパクトシティの実現（と解して）」、「安全安心」、「賑わい溢れる」、「快適」、「主体的かつ総合的
コンパクトシティの実現」を加えた、「総合型のまちづくり政策の推進による 賑わい溢れる、快適で安

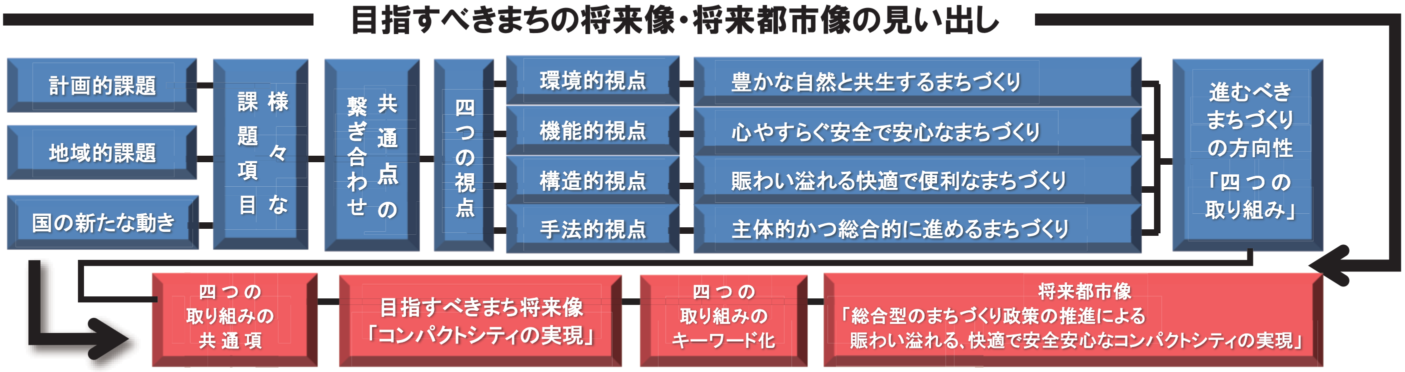

将来都市像設定後の流れ

将来都市像設定後の流れとしては、左図に示すとおり、今回の見直し策定の中でも最も重要なものとして、都市計画区域を主とした「全体構想」と、用途地域を主とした「地域別構想」を、下図に示すそれぞれのエリアシミュレーションを踏まえながら、その取りまとめを進めていくこととなります。

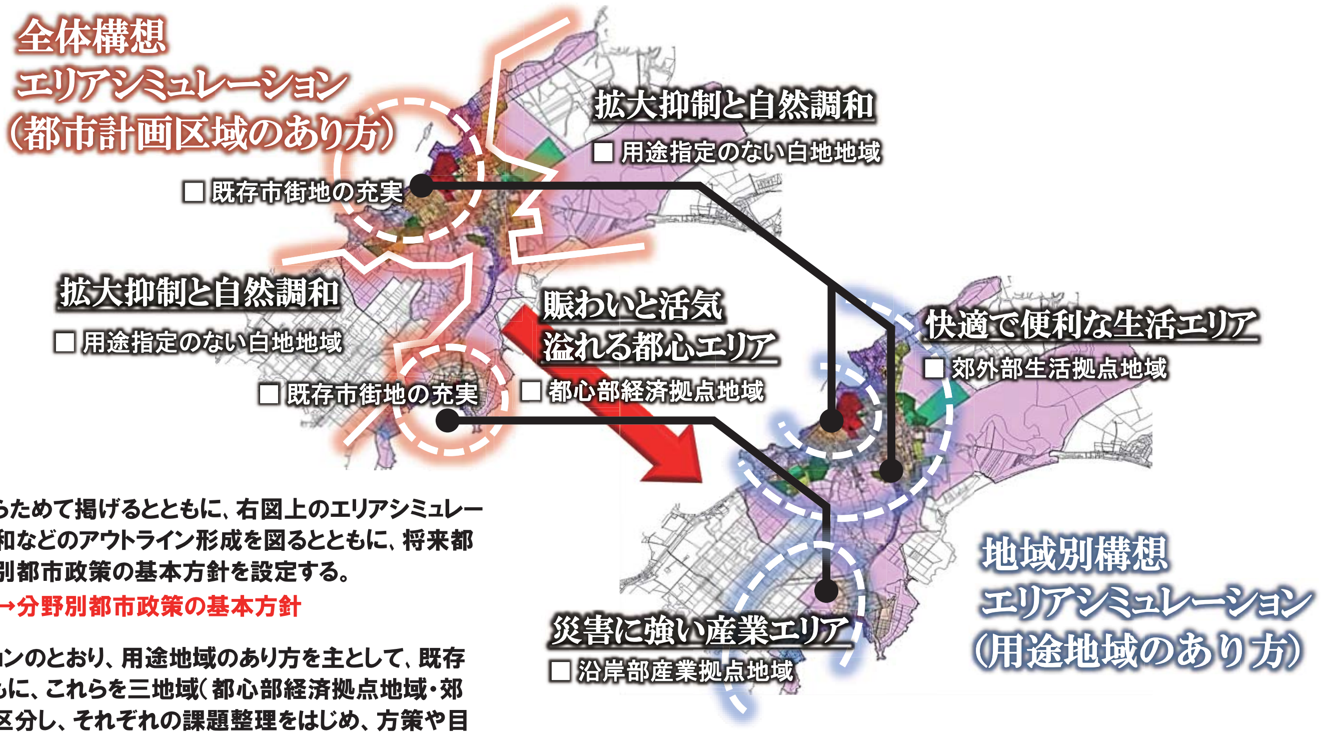

あらためて掲げるとともに、右図上のエリアシミュレー
調和などのアウトライン形成を図るとともに、将来都
野別都市政策の基本方針を設定する。
造→分野別都市政策の基本方針

ションのとおり、用途地域のあり方を主として、既存
ともに、これらを三地域（都心部経済拠点地域・郊
に区分し、それぞれの課題整理をはじめ、方策や目

題整理＋方策＋目標設定
拠点地域→沿岸部産業拠点地域）

実現化方策と推進方法（計画推進の基本方針）

計画の即時性と事業の推進方法
次期見直し時期への考え方
推進体制の構築

2-3 将来都市像と住民意見との符合

課題項目に即することからスタートし、「進むべきまちの方向性」や「目指すべきまちの将来像」など様々な作業を積み上げた「将来都市像」ですが、その最終的な姿は、住民意見、つまり、住民アンケート調査結果の「総括事項」と符合するものとなっています。

冒頭での説明のとおり、都市計画マスタープランにおける「住民意見の反映」は、都市計画法第18条の2第2項において「市町村は、基本方針（＝都市計画マスタープラン）を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」と規定されているなど、法定事項としてその確実な履行が求められており、最終的な姿として設定される「将来都市像」は住民意見が反映されたものであるべきと考えます。
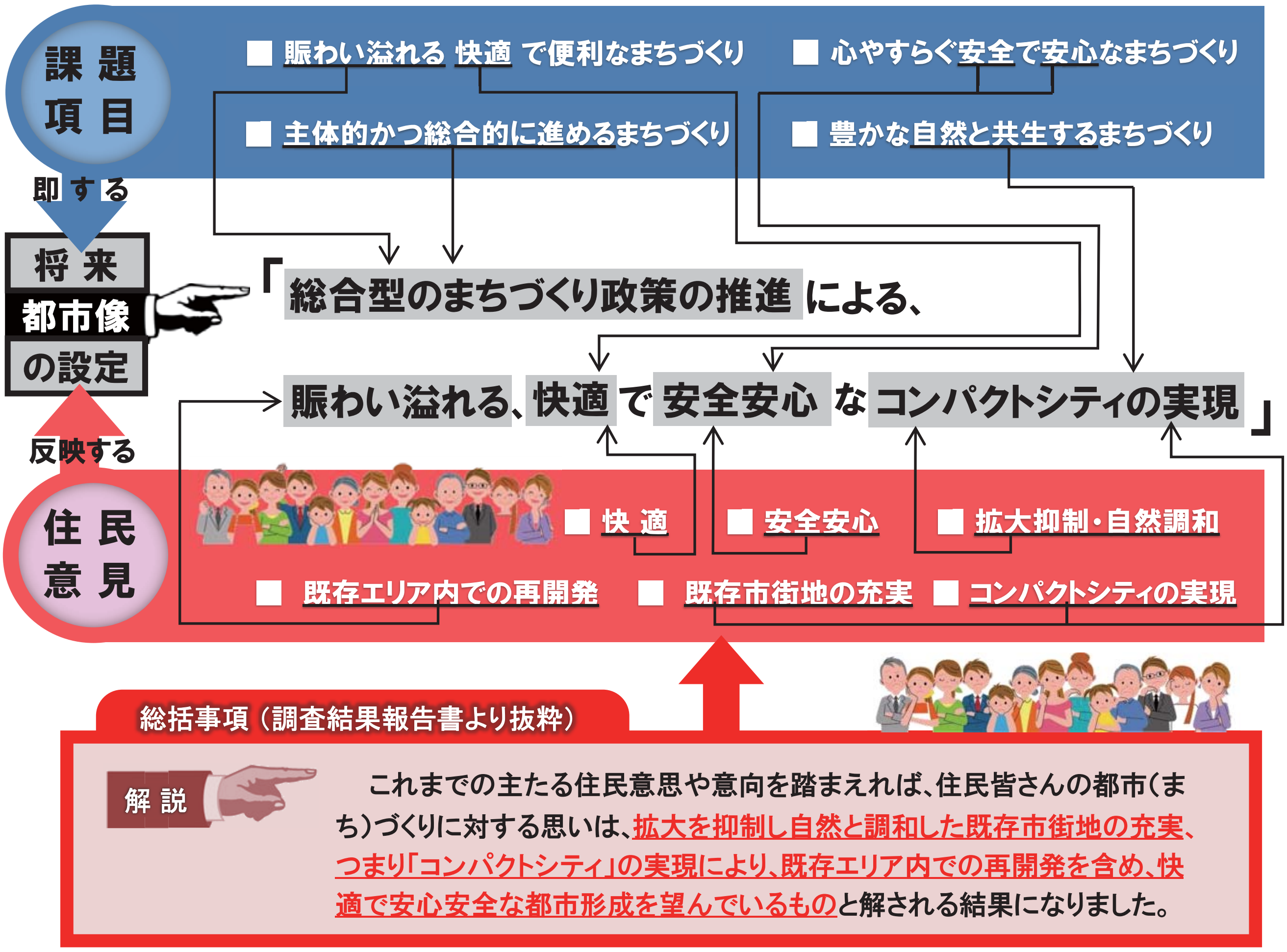
このようことから、当市においては、第3章における課題の整理と分析に用いた手法と同様に、住民意見を住民アンケート調査結果の総括事項と解して、これらをキーワード化し共通項として繋ぎ合わせることで、将来都市像と住民意見との符合を図っています。